

採石法に係る行政処分基準

(目的)

第1条 この基準は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）の規定により行政処分を行う場合の基準を定め、もって行政処分の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、法、採石法施行令（昭和46年政令第279号）、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）で定めることによる。

2 この基準において、「処分」とは、次に掲げる各号とする。

- (1) 法第32条の10第1項の規定による登録の取消し又は事業停止の命令
- (2) 法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令
- (3) 法第33条の12の規定による認可の取消し又はその認可に係る岩石採取場における岩石採取の停止の命令
- (4) 法第33条の13第1項の規定による岩石採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石採取を停止すべきことを内容とする命令（以下「緊急措置命令等」という。）
- (5) 法第33条の13第2項の規定による採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを内容とする命令（以下「法違反措置命令」という。）
- (6) 法第33条の17の規定による岩石採取を廃止した者が当該岩石採取場において岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを内容とする命令（以下「災害防止命令」という。）

（登録の取消し等の基準：法第32条の10第1項関係）

第3条 法第32条の規定により茨城県知事（以下「知事」という。）から採石業の登録を受けた者（以下「登録採石業者」という。）に対する法第32条の10第1項による処分基準は次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる要件に該当したときは、登録を取り消すものとする。
- (2) 別表2に掲げる要件に該当したときは、6箇月の事業停止を命ずるものとする。
- (3) 別表3に掲げる要件に該当したときは、3箇月の事業停止を命ずるものとする。

2 知事は、違反行為の内容、態様、状況その他の諸般の事情を勘案して、登録採石業者の事業の全部又は一部の停止を命じるものとする。

（認可の取消し等の基準：法第33条の12関係）

第4条 法第33条の規定により知事から岩石採取計画の認可を受けた者（以下「認可採石業者」という。）に対する法第33条の12による処分基準は次のとおりとする。

- (1) 別表4に掲げる要件に該当したときは、認可を取り消すものとする。

(2) 別表5に掲げる要件に該当したときは、6箇月の岩石採取停止を命ずるものとする。

(3) 別表6に掲げる要件に該当したときは、3箇月の岩石採取停止を命ずるものとする。

(認可採取計画の変更命令の基準)

第5条 認可を受けた採取計画に基づいて行われている岩石の採取が、法第33条の4に規定する要件(岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるとき)に該当すると認められるときは、法第33条の9により、認可採石業者に対し、当該認可採取計画の変更を命じるものとする。

(緊急措置命令等の基準)

第6条 知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、法第33条の13第1項により、認可採石業者に対し、緊急措置命令等を命じるものとする。

2 前項の場合において、「岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき」とは、現に災害が発生している場合のほか、災害が発生するおそれがあり、災害の防止のための措置又は岩石の採取の停止が必要と認められる場合をいう。

3 災害の防止のための措置と岩石の採取の停止は、一方に限らず、必要に応じて一方を先行させることも同時に命じることもでき、命じる措置の内容及び停止の期間は、災害の性質、危険性等を勘案して定める。

(法違反措置命令の基準)

第7条 知事は、法第32条の規定に違反して採石業を行った者(無登録採取)又は法第33条若しくは法第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行った者(無認可採取・認可採取計画遵守義務違反)に対し、法第33条の13第2項により法違反措置命令を命じることができる。

2 知事は、災害の性質、危険性等を勘案した上で、採取跡の崩壊防止施設の設置、採取跡の整地、廃土石堆積場の設置、沈澱池の設置その他災害防止のため必要かつ適切な措置を選択することができる。

(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令の基準)

第8条 知事は、認可採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、法第33条の17の規定により、当該採石業者に対し、当該廃止の日から2年間は災害防止命令を命じることができる。

2 知事は、災害防止命令を命じるにあたっては、残壁崩壊、土地の陥没、亀裂、廃土石堆積場の崩壊その他災害について、災害発生の蓋然性、危険性及び性質等を勘案した上で、必要な設備の内容を決定するものとする。

(軽減措置)

第9条 次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、第3条及び第4条の処分を軽減することができる。ただし、別表1第1号、第3号及び別表4第2号については適用されない。

- (1) 違反行為について、情報酌量の余地があると認められるとき。
- (2) 違反行為後、自主的に是正措置を講じたと認められ、当該違反行為の改善措置が著しく良好であると認められるとき。ただし、初犯に限る。
- (3) 前2号のほか、処分の軽減を行うに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 前項に該当する場合は、処分が登録の取消しであるときは事業停止6箇月に、事業停止6箇月であるときは事業停止3箇月に、事業停止3箇月であるときは事業停止1箇月に、認可取消しであるときは岩石採取停止6箇月に、岩石採取停止6箇月であるときは岩石採取停止3箇月に、岩石採取停止3箇月であるときは岩石採取停止1箇月に処分を軽減する。

(加重措置)

第10条 事業停止又は岩石採取停止を命じる場合で、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、第3条及び第4条の処分を加重することができる。

- (1) 違反行為が、その内容、態様、性質等から悪質であると認められるとき。
- (2) 過去に処分を受けたことがあるとき。
- (3) 現に災害が発生し、又は第三者の権利を侵害するおそれがあるとき
- (4) 前3号のほか、処分の加重を行うに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 前項に該当する場合は、処分が事業停止6箇月であるときは登録の取消しに、事業停止3箇月であるときは登録の取消し又は事業停止6箇月に、岩石採取停止6箇月であるときは認可取消しに、岩石採取の停止3箇月であるときは認可取消し又は岩石採取停止6箇月に処分を加重する。

(関係都道府県知事への通知)

第11条 知事は、必要に応じて、関係都道府県知事に対して、登録採石業者の登録を取り消した旨通知することができる。

(告発)

第12条 知事は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の趣旨に従い、法第7章（罰則）の規定に該当すると思料するときは、検察官又は司法警察員に対して告発するものとする。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1項第1号）

要件	処分内容
1 法第32条の4第1項第1号、第3号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当することとなったとき（登録拒否事由該当）。 2 法第33条の規定に違反して岩石の採取を行ったとき（無認可採取）。 3 不正の手段により法第32条の登録を受けたとき。	登録取消

別表2（第3条第1項第2号）

要件	処分内容
1 法第32条の4第1項第6号に該当することとなった場合において、その該当することとなった日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき（業務管理者不在が2週間継続）。 2 法第33条の12の規定による認可の取消しを受けたとき（認可条件違反・認可採取計画遵守義務違反・変更命令又は緊急措置命令等違反・不正手段認可取得による採取計画認可取消）。	事業停止6箇月

別表3（第3条第1項第3号）

要件	処分内容
1 法第32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（登録事項変更届出違反）。	事業停止3箇月

別表4（第4条第1号）

要件	処分内容
1 法第33条の8の規定に違反したとき（認可採取計画遵守義務違反）。ただし、認可区域外採取など無認可採取と同程度の悪質性がある場合に限る。 2 不正な手段により法第33条の認可を受けたとき。	認可取消

別表5（第4条第2号）

要件	処分内容
1 法第33条の7第1項の条件に違反したとき。ただし、災害の防止に関する場合に限る（認可条件違反）。 2 法第33条の9又は法第33条の13第1項の規定による命令に違反したとき（変更命令又は緊急措置命令等違反）。	岩石採取停止6箇月

別表6（第4条第3号）

要件	処分内容
1 別表4第1号ただし書以外で法第33条の8の規定に違反したとき（認可採取計画遵守義務違反）。 2 別表5第1号ただし書以外で法第33条の7第1項の条件に違反したとき（認可条件違反）。	岩石採取停止3箇月